

「令和7年度児童虐待防止広報啓発等企画運営委託」に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

横浜市では、近年、親子心中による虐待死事例の発生が続いている。親子心中は、こどもを殺害後に自殺するという最たる虐待であり、こどもの生きる権利を奪うことは社会が容認しないという機運を醸成する必要がある。また、こどもへの体罰禁止が法定化され、体罰を容認しないと考える人の割合は増えつつあるが、児童虐待の相談対応件数も年々増加しており、児童虐待防止や体罰によらない子育ての推進が求められている。

そこで、幅広い年代に対し啓発を展開し、児童虐待防止や体罰によらない子育て、親子心中防止について、正しい知識の理解や相談先の周知を行う。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

「令和7年度児童虐待防止広報啓発等企画運営委託」に関するプロポーザル

(2) 主催者

横浜市（こども青少年局こどもの権利擁護課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 受託者の要件

(1) 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

ア 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）（以下、令和5・6年度有資格者名簿）において、営業種目「109：印刷物企画デザイン」「319：イベント企画運営等」「323：広告」の3種目すべての登録があるもの。

イ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者特定の日までの間のいずれの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(2) 欠格事項

ア 団体が、宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合。

イ 団体の代表者及び主たる構成員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者である場合。

ウ 団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者である場合。

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「10 審査委員会」に示す「令和7年度児童虐待防止広報啓発等企画運営委託」に係るプロポーザル評価委員会で行います。

評価のポイントは、次のとおりです。

- (1) 業務実績（「令和7年度児童虐待防止広報啓発等企画運営委託」に係る提案書作成要領（以下要領と記載） 様式4）
 - (2) 業務の実施体制（要領 様式5）
 - (3) 業務の実施計画（自由様式）
 - (4) 事業者の取組に関すること（要領 様式6）
- ※ 記載の視点については、「提案書評価基準」に記載します。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙「プロポーザル実施スケジュール」のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。
- (3) 本委託事業の終了後は、委託業務についての報告書（書式自由）を提出していただきます。
- (4) 本委託業務の全部を第三者に委任し又は請け負わせることは認めません。また、委託業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ることとします。
- (5) 本委託事業は、令和7年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がなされず、業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。

8 事務局

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-4288

プロポーザル実施スケジュール

